令　和　９　年　度
税制改正要望事項

令和８年８月

厚生労働省

目　　次

＜健康・医療＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

＜医療保険＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

＜介護・社会福祉＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

＜年金＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

＜雇用＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

＜生活衛生＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

＜その他＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

＊印を付している項目は他省庁が主管で要望をしている項目

健康・医療

○　社会保険診療報酬の事業税非課税措置の存続

〔事業税〕

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

○　医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を維持するため、さらに、健康診断や予防接種など自治体が主体となって行う事業を実施していることも踏まえ医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

○　医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等

〔所得税、法人税〕

地域における医療提供体制の確保のため、医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について、適用要件の見直しを行った上で拡充し、適用期限を延長する。

○　予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加等に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、消費税、国税徴収法、個人住民税、地方消費税、徴収規定〕

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における議論等を踏まえ、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病を追加する場合等に、現行の対象疾病と同様、追加した対象疾病等の予防接種に係る健康被害の救済給付を非課税措置及び差押禁止の対象とする。

○　感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等）開発・生産体制強化に関する戦略等に基づく制度見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、印紙税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、不動産取得税、事業所税〕

審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

＊○　技術研究組合の所得の計算の特例の延長

〔法人税〕

技術研究組合が、組合員からの賦課金をもって試験研究用資産を取得し、圧縮記帳をした場合に、減額した金額を損金に算入する特例措置について、適用期限を３年延長する。

＊○　特許権等の譲渡等による所得の課税の特例（イノベーション拠点税制）の所要の見直し

〔法人税、法人住民税、事業税〕

経過措置期間後における、令和７年４月１日より前に研究開発が完了している場合の自己創出比率の計算について、所要の見直しを講ずる。

医療保険

○　健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税、地方消費税〕

令和８年特別国会にて成立した健康保険法等改正法における一部保険外療養の創設及び出産に係る保険給付体系の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

○　国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

〔国民健康保険税〕

① 国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額及び子ども・子育て支援納付金課税額の限度額の見直しを行う。

② 国民健康保険税に係る軽減措置の判定基準となる金額について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

○　次期医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、たばこ税、印紙税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税、国民健康保険税、地方たばこ税、地方消費税、徴収規定〕

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（令和８年７月 21 日閣議決定）や令和８年特別国会で成立した「健康保険法等の一部を改正する法律案」に係る附帯決議等を踏まえ、社会保障審議会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。

介護･社会福祉

○　社会福祉連携推進法人制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕

令和８年特別国会にて成立した社会福祉法等改正法において、社会福祉連携推進法人が一定の要件の下で第二種社会福祉事業の実施を認めることとしたことを踏まえ、所要の措置を講ずる。

○　社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕

関係審議会等における検討結果に基づき､社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずる。

○　障害福祉報酬改定に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税、地方消費税〕

令和９年度障害福祉報酬改定について、障害福祉報酬改定検討チーム等で検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。

○　介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、国税徴収法、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、事業所税、国民健康保険税、地方消費税、徴収規定〕

令和８年特別国会にて成立した社会福祉法等改正法による介護保険法等の改正を含む介護保険制度等の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

＊○　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に係る特例措置の創設

〔固定資産税、不動産取得税〕

住宅セーフティネット法に基づく認定を受けた居住サポート住宅である賃貸住宅に係る固定資産税の税額の減額措置並びに不動産取得税の税額の減額措置及び課税標準の特例措置について、３年間の措置として創設する。

＊○　サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長等

〔固定資産税、不動産取得税〕

サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の税額の減額措置並びに不動産取得税の税額の減額措置及び課税標準の特例措置について、そ

の適用期限を３年延長する。

年金

○　確定給付企業年金等受給時の退職所得の受給に関する申告書への個人番号の記載不要化

〔所得税、個人住民税〕

確定給付企業年金等の事業主または支払者が請求者または地方公共団体情報システム機構から取得した個人番号を有する場合、退職所得の受給に関する申告書への個人番号の記入を不要とする（請求時の個人番号確認書類の提出も不要）。

雇用

○　中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成促進制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、相続税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成促進制度のあり方について、労働政策審議会において検討を行い、検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

＊○　家事支援サービスやベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税〕

子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図ることによって仕事と子育て・介護等の両立に資するため、家事支援サービスやベビーシッターを含む認可外保育施設の利用に要する費用について、税制上の所要の措置を講ずる。

○　雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕

雇用保険制度等のあり方について、労働政策審議会において検討を行い、検討結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

生活衛生

○　生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長等

〔法人税〕

生活衛生同業組合等が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、適用要件の見直しを行った上で、適用期限を２年延長する。

○　交際費課税の特例措置の延長等

〔法人税、法人住民税、事業税〕

物価高騰の影響等を踏まえ、交際費等から除かれ損金算入可能となる飲食費に係る金額基準（１人あたり 10,000 円以下）及び特例措置（①飲食費の 50％を損金算入、②交際費等を 800 万円まで全額損金算入）について、適用要件の見直しを行った上で、適用期限を延長する。

＊○　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長等

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の 30％の特別償却又は７％の税額控除をすることができる措置について、中小企業の更なる設備投資を促進するため、政策効果を高める観点から見直しを行った上で、延長する。

＊○　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業経営強化税制）の拡充等

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等が、経営力向上計画に基づき、一定規模以上の機械装置、ソフトウェア、器具備品、建物附属設備等の経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は 10％の税額控除を受けることができる措置について、成長志向の企業の更なる創出に向けて、中小企業の「稼ぐ力」を高めるべく、メリハリをつけ、インセンティブの強化を行った上で、延長する。

＊○　事業承継税制の抜本見直し

〔相続税、贈与税〕

事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業等を後押しする措置へ抜本的に見直し・強化を行う。

その他

＊〇 第１次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討

第１次国土強靱化実施中期計画及び経済財政運営と改革の基本方針2025において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえ、国土強靱化施策の財源確保方策を検討する。

＊〇 生命保険料控除制度の拡充の恒久化等

〔所得税〕

令和９年分所得税において講じられた、23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する２万円の上乗せ措置を恒久化するなど所要の措置を講ずる。